いう危機感、 な状況を考えると、 大してきている、 る女性の就労意欲の高まり、 が策を継 展や経 の育 八口減少社会にあっては、 る。その取組は容易ではな 育 の経済力を確保できないと 活躍を求 法 がに求め 成 ·う 整 あわせて、 環境の変化に伴 済状 続することが したあとも待 めていかないと横 ③核家族化等子ど よる 5 況の悪化等によ れる機 などの社会的 保育の質を 両立支援 V ったんゼ ~必要で 機児童 能が拡 こって、 女性 (2)

そして、 先へ

4

える必要があ

の状

況 保

に合わい

た対策を考

育所ごとに、

それぞ 用する 保育と

「待機児童ゼロ」

ではない 似たちの 不 近づきつつ ~まっ 浜 取 0 7 待 組 2機児童 いる。 は ゼ あ 口 ることで、 で終 対策に注 か わ

可 思 わ n 7 た

とらず

を 1 日

でも

長く、

安心して過

子どもと

過ごせる貴重な時

間

を申し込むと

いう方も多

切

り上

げ

Ź,

4

月入

ごしてもらうために、

例えば

るような環境整備も今後

0

1

歳

派になっ

た時点で入所

でき

フル 依 る。 みを構築することが求め 保育を利用できるような仕 施 態を保ちつつ、 ることも重要な課題になる。 低然とし 一時間就労者も必要に応じて、 細 ず 保 育 非 行が予定され また、 常に る予定であ : て 新 タイム就労だけでなく、 な保育ニーズを把握 護者への は、 ・度には、 てあり、 厳 制 年度途中での入所 待 度へ しいという現 機児 ニーズ調査を実 新 円滑に移 ている子ども・ 27 育 年度 制度に向 童 そこで、 |休を1 解 及から 消 実は 5 行 年

合は、

低

齢

児の一

時

保

育

室

ている場

してスペ

] 年

・スを暫定利

ことは

できな 歳

定員構 ズの

0

子どもを保

育

する

ў —

層 児上げて

くことも

課

の変更

によってニ

1

大

低

年

齢児

元の受ける

入れを増

したり、

新

設保育 が空い

所

で4、

く必 強 う あ h () ځ になるだろう。 向 安 間 る 要がある。 0 出 機 を 取り組んで行こう。 兒 すと か 社 てどういう 定世口 会が望まし け て明 市 いうこと 引き続き、 育 良 とい 横 にとっ 5 てできる っかにし ノメリ 浜 が 市 17 Š て、 状 が 0) ツ まち 目 7 市 況 か 指 が 民

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度

○新制度の趣旨と財源

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づ く子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育の総 合的な提供などを目的とした制度で、27年度にスタートす る予定となっている。

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において 社会保障分野の一つに位置付けられ、新制度の財源として、 消費税率引き上げに伴う増収分のうち、約7.000億円が充 てられる(さらにその他の財源も含め合計1兆円超の財源 確保をめざす)こととされている。

○法案が成立するまでの経緯

国において、22年1月に、「子ども・子育て新システム 検討会議」が設けられ、検討がスタートした。同会議作業 グループの下で3つのワーキングが開催され、24年3月に 子ども・子育て新システムに関する基本制度や法案骨子が 少子化社会対策会議で決定された。その後、法案が国会に 提出され、議員修正等を経て、24年8月に関連3法が成立 した。

○給付・事業の全体像

新制度では、下表の給付・事業が対象となっている。認 定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付が導入さ れる。

○子ども・子育て会議

子育て当事者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、 子育て支援者、学識経験者が子育て支援の政策プロセス等 に参画・関与することができる仕組みとして、25年4月以 降、国に「子ども・子育て会議」が設置され、新制度の施 行に向けた検討が行われる予定となっている。

また、各市町村についても、審議会その他の合議制機関 の設置努力義務が規定されており、本市では、「地方版子 ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査等に基づく市町 村子ども・子育て支援事業計画の策定や子ども・子育て支 援施策の推進に関することなどについて審議を行っていく 予定である。

〈新制度で対象となる主な給付・事業〉

子ども・子育て支援給付 地域子ども・子育て支援事業 ■施設型給付 ■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 訪問事業等 ■地域型保育給付 ■延長保育事業、病児・病後児保育事業 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 ■放課後児童クラブ ■児童手当 ■妊婦健診